国際Ｐ２Ｍ学会表彰規程

（目的）

第1条　本規程は、一般社団法人国際Ｐ２Ｍ学会（以下「本学会」という）が目的とする研究分野の研究業績の表彰、ならびに学会活動への表彰を行うために必要な事項を定める

（表彰の種類）

第2条　国際 P2M 学会が表彰するものは以下の５種とする。

国際 P2M 学会学会賞（以下「学会賞」という）

国際 P2M 学会研究賞（以下「研究賞」という）

国際 P2M 学会研究奨励賞（以下「研究奨励賞」という）

国際 P2M 学会功労賞（以下「功労賞」という）

国際 P2M 学会国際交流賞（以下「国際交流賞」という）

（学会賞）

第3条　学会賞は、会員によるプロジェクト＆プログラムマネジメントに関する著しい業績に対して贈呈する。

（研究賞）

第4条　研究賞は、会員による本学会論文紙に掲載されたプロジェクト＆プログラムマネジメントに関する優れた研究業績に対して贈呈する。

（研究奨励賞）

第5条　研究奨励賞は、若手の会員によるプロジェクト＆プログラムマネジメントに関する優れた研究に対して贈呈する。

２「若手」は、原則として研究歴が概ね 10 年以内の者とする。

（功労賞）

功労賞は、会員による学会の管理・運営を通した学会活動の充実・発展への寄与に対して贈呈する。

（国際交流賞）

国際交流賞は、プロジェクト＆プログラムマネジメントの国際貢献・国際協力研究に関する顕著な業績や功績に対して贈呈する。

（表彰の内容）

各賞に対して、賞状を贈呈する。また、副賞を贈呈することができる。

（表彰日）

表彰は総会において行う。

附則

令和３年１月制定

令和８年１月改訂

国際Ｐ２M学会表彰委員会規程

（名称）

第１条　一般社団法人国際Ｐ２M学会（以下「本学会」という）は、常設委員会として表彰委員会（以下「本委員会」という）を設置する。

（目的および機能）

第２条　本委員会は国際 P2M 学会表彰規程に基づく表彰を遂行するために、次の任務を行う。

(1) 学会表彰各賞の受賞候補者（以下「候補者」という）の選考と理事会への選考結果の報告

(2) 表彰に関する他学会等の依頼による候補者の推薦

(3) その他表彰に関する事項

（委員会）

第３条　本委員会に委員長（以下「本委員長」という）１名および副委員長１名を置く。

２　本学会副会長を本委員長とする。

３　委員は、本学会員から 10 名まで選任された委員により構成される。

４　副委員長は、本委員長が指名する。

５　本委員長、副委員長および委員は、会長が委嘱するものとする。

（任期）

第４条　本委員会委員の任期は、１年とする。ただし、再任は妨げない。

（表彰業務）

第５条　本委員会は候補者の選考を本委員会で審議し議決をとって行う。

２　本委員長は表彰期日に間に合うように本委員会を招集し、選考を行う。

３　候補者の利害関係者に該当する本委員は当該賞の選考に関与してはならない。

４　本委員長は候補者の選考結果を、選考過程および推薦理由書を添え、書面にて本学会理事会に報告する。

（守秘義務）

第６条　本委員会委員は、候補者、選考過程および選考内容等を他に開示してはならない

2　本委員会委員は、「研究賞」及び「研究奨励賞」の選考に必要な本学会の他の委員会と、候補者、選考過程および選考内容等の情報を共有することができる。

（受賞者決定後）

第７条　本委員会は、理事会から表彰受賞者の承認を得た後、受賞者氏名、受賞内容および受賞理由等を本学会公示方式に従い、公示する。

（報告）

第８条　本委員長は必要に応じて重要な事項については、理事会に報告する。

（その他）

第９条　本委員会の事務は事務局が行う。

2　本規程に定めのない事項については、本委員会にて定める。

附則

令和３年１月制定

令和５年３月改訂

令和５年５月改訂

表彰選考内規

(表彰の件数)

第1条　各賞の表彰件数は、年度毎に以下に定める数を超えないものとする。
学会賞１件、研究賞２件、研究奨励賞３件、国際交流賞２件、功労賞は適宜とする。

（受賞候補者の推薦）

第2条　各賞の候補者は、正会員の推薦によって、受賞候補者とする。

２　正会員は各賞につき２件以内の推薦を可能とする。

３　功労賞候補者については、名誉会員も２件以内の推薦を可能とする。

４　推薦は、本学会ウェブサイトで公開された国際 P2M 学会受賞候補者推薦書を表彰委員会事務局に提出することで成立するとする。

(選考方式)

第3条　表彰委員会において、表彰を決議は、過半数の出席をもって成立するとする。ただし、電子的な方法を含め、審議にふさわしい方式については表彰委員長の判断に委ねる。

第4条　決議は、出席委員過半数を持って、決議とする。ただし、同数の場合には委員長判断とする。

（表彰授与）

第5条　表彰は、会員大会において、会長名にて会長が授与する。ただし、会員大会が開催されない場合は、理事会が表彰授与の方法を別途決める。

附則

令和３年１月制定

功労賞選考内規

（目的）

第１条　本内規は、表彰規程第６条に示される功労賞を、以下の３種とし、それぞれの選考を行う基準を定める。

国際 P2M 学会設立功労賞（以下「設立功労賞」という）

国際 P2M 学会教育功労賞（以下「教育功労賞」という）

国際 P2M 学会学会活動功労賞（以下「学会活動功労賞」という）

（設立功労賞）

第２条　設立功労賞は、以下に示す項目で国際Ｐ２Ｍ学会の設立準備ならびに設立時の運営に多大な貢献をした者に贈呈する。

(1) 設立準備の貢献（設立準備室立上げ、定款の作成、法務局への登録など）

(2) 学会誌創刊号への貢献（企画・編集・論文投稿など）

(3) 日本学術団体登録への貢献

（教育功労賞）

第３条　教育功労賞は、以下に示す基準でプロジェクト＆プログラムマネジメントの教育の普及に貢献した者に贈呈する。

(1) 資格試験の企画立案

(2) 博士学位の取得者数の増加

(3) 教育セミナーなどの企画・実行

（学会活動功労賞）

第４条　学会活動功労賞は、以下に示す基準で本学会の活動・運営に多大な貢献をした者に贈呈する。

(1) 学会事務局に１０年以上携わり運営の貢献

(2) 年次大会の運営に通算５年以上の関与

(3) 学会監査委員を通算５年以上の歴任

附則

令和３年１月制定

表彰規程 第５条（研究奨励賞）運用上の留意事項

１．研究歴の解釈

「研究歴」とは、大学院等における研究期間、または企業・団体等における実務を通じた研究活動期間を指す。学位の有無や取得時期に関わらず、実質的な研究活動開始から概ね 10 年以内であることを目安とする。

２．ライフイベントの考慮

出産、育児、介護等による休業・休止期間がある場合は、その期間を研究歴から除外（考慮）することができる。

３．委員会の裁量

候補者が上記の基準に合致するか判別し難い場合は、推薦者へのヒアリング等を通じ、その時の表彰委員会において審議・決定する。

附則
令和８年１月制定